

# 國學院大學學術情報リポジトリ

明治五年東本願寺の九州巡回説教：  
教導職制度揺籃期の教化活動

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 芹口, 真結子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001729">https://doi.org/10.57529/00001729</a>

## 明治五年東本願寺の九州巡回説教―教導職制度揺籃期の教化活動―

芹 口 真結子

### はじめに

明治初期に政府が主導した民衆教化政策の展開と挫折は、近世近代移行期の国家権力と宗教との関係を考察する上で注目されてきた。安丸良夫は、神仏分離や廃仏毀釈、神道国教化政策の展開と挫折、それらに随伴して進められた民俗信仰への抑圧といった事象を通じ、日本社会の体制的な転換の特質を描き出した<sup>①</sup>。羽賀祥二は、近代日本の宗教制度や政教関係を検討する視座から、宣教使制度や教導職制度を取り上げた<sup>②</sup>。阪本是丸は、羽賀や安丸の成果を踏まえつつ、「国家のイデオロギー的要請を負担しうる、安定した政教関係」の構築過程を検討した<sup>③</sup>。

以上の諸成果等により、明治初期に展開した民衆教化政策の大まかな流れは次のようにまとめられる<sup>④</sup>。まず明治政府は、祭政一致の理念と、キリスト教への対抗を目的として、神祇官を中心とした全国的な宣教の展開を企図した。

明治二年（一八六九）一〇月一九日、神祇官の下に宣教使が設立され、明治三年四月からは宣教使による長崎布教が開始される。しかし、宣教使体制は、各府県から選出され宣教に従事する宣教掛の人員不足とその教化能力の低さのほか、浦上キリシタンへの対応を巡る西洋列強諸国からの抗議等によって行き詰まった。こうした中、真宗を中心とする仏教側の働きかけもあり、神仏合同の宗教行政機関である教部省が明治五年三月一日に設立される。四月二五日には、神官・僧侶から国民教化を担う教導職を選出し、四月二八日には説教の指針である三条教則が制定され、教導職制度が開始された。また、五月には仏教各宗から提案された、教義研究機関である大教院の設立許可が正院から下された（翌六年一月開院）。しかし、薩摩系の官僚の台頭により、教部省の政策は仏教を抑圧して神道を重視する方向へ進んでいく。こうした状況を知った西本願寺僧侶・島地黙雷は、洋行から帰国後、大教院からの離脱運動を展開する。途中、興正寺の別派独立問題等により紛糾するも、最終的に大教院は解散し、明治一〇年一月一日に教部省は廃止された。

以上の基本的な流れを踏まえ、以降の研究では、大教院設立から廃止までの流れと、大教院下の民衆教化の有り様を検討した小川原正道<sup>5</sup>、明治前期に学校教育と宗教とが分離される過程を検証した谷川穰<sup>6</sup>、宣教使による教化活動（大教宣布運動）や教導職の活動を、近世的な知の基盤や思想の再編が生じた場として把握し、明治四年から五年までの長崎地域における神職世界の変容を検討した武知正晃の成果等<sup>7</sup>、様々な視角からの分析がなされた。このうち武知は、従来の研究に対し、近世期における宗教者の活動と、宣教使や教導職による教化活動とを関連づけて論じていないという問題を指摘した。しかし、武知が取り上げた宗教者は神職のみであり、同時期に存在した仏教教導職への言及は殆どない。いうまでもなく、僧侶は近世期、教化の主要な主体であった。こうした僧侶が、近代に教導職としていかなる教化活動を行ったのか、その具体的な内実の解明が求められよう。

そこで本稿では、明治五年六月から九月にかけて東本願寺が派遣した、大谷勝尊一行による九州巡回説教を取り上げる。これは、長崎県でのキリスト教防禦を目的とする講社設立と、九州各地への三条教則の布教を目的とした活動である。派遣されたのは、東本願寺第二一代門主大谷光勝（厳如）七男の勝尊（大講義、当時一五歳）、東本願寺が展開した中国布教で著名な妙正寺住職・小栗栖香頂（中講義、四二歳）、本山においてキリスト教排斥に携わった細川千巖（同、三九歳）、越中国真敬寺住職の開演坊義天（権訓導、三六歳）であった。この勝尊一行の派遣は、宗門史も含め、これまで注目されることはなかった。そもそも、近代真宗史において、神仏合同布教下での具体的な活動は等閑視されるか、概略的な説明に留まっている。しかし、この巡回説教には後に述べる活動記録が残されており、地域の民衆や寺院の反応、地方官との折衝等を詳細に知ることが可能である。また、こうした史料を活用することによって、大教院開院以降の教導職の活動に比してあまり取り上げられることのなかった、大教院開院以前における教導職の教化活動の内実に迫ることができよう。よって本稿では、教導職となった僧侶がどのような活動をいかなる意識で行ったのか、地域の民衆や僧侶の反応、地方官の対応も含めて検討し、明治五年時の仏教教導職による教化の特質の解明を目指したい。

本稿で主に使用する史料は、「撰光殿下九州説教日記」上・下（以下「説教日記」上・下と表記）、「筑肥日記」で、いずれも香頂の自坊・大分県妙正寺旧蔵書である。これらの日記は、勝尊の命を受け、千巖や香頂が編纂したもので、後に本山へ提出された。よって、これらは香頂が残した控えであると考えられる。

## 第一章 九州巡回説教の概要

### 第一節 巡回説教までの流れと日程

明治五年（一八七二）五月一二日、東本願寺は勝尊の九州派遣を教部省へ届け出、六月一二日に同月二一日の出帆が許可された。<sup>21</sup> 同一三日、千巖が長崎権令宮川房之宛の門主直書と、九州にいる学寮の講者や各県触頭等へ宛てた浅草寺務所の達書を携え、先発として東京を出発した。<sup>22</sup> 同一六日以降は巡回説教に向けて教部省や九州各県、京都府や東京府へ様々な届出を行い、準備が進められた。<sup>23</sup> そして六月二一日、浅草御坊から勝尊・香頂・義天の教導職三名と従者四名が出発し、六月二五日に長崎へ到着した。勝尊到着までの間、先発した千巖は、長崎で説教開催に向けて下準備を行っている（三章で詳述）。そして勝尊到着後の六月二八日、光永寺で説教が開演された。

一行が説教を行った場所をまとめたのが次の図である。一行の旅は、当初四〇日間の予定だったが、結果的に約二ヶ月半にわたった。地図を一見すれば分かるように、日数の関係及び鹿児島県における真宗禁制の継続<sup>24</sup>の影響によるものか、一行は九州の上半分を回っている。なお、八代県へは、当初立ち寄る予定はなかったが、連絡の行き違いがあったのか、浅草寺務所から八代県に届出がなされていたようで、七月一九日、同県光徳寺から勝尊の立寄が懇願された。<sup>25</sup> 結果的に、勝尊の名代として香頂が派遣されている。

### 第二節 巡回における活動

勝尊達の活動は、主に（一）教導活動、（二）僧侶検査・結社設立、（三）剃刀式、に分類することができる。（一）では、基本的に、朝に御文拝読、朝食後に門主巖如の御書の拝読や勝尊による三条教則の説教、千巖や香頂等による演説が行われた。午後は勝尊による小説教や、千巖等による小演説が行われるほか、僧侶や坊守に対する教誡がなさ

【図】九州巡回説教における説教開催地



れた。小説教は、長崎県での剃刀式の中断以降(後述)、人々の参集を招く手段として実行されたもので、希望者を書院に入れて勝尊に拝謁させ、直接三条教則の趣意を説いた。<sup>(27)</sup> (二)の僧侶検査では、人材抜擢を目的とした試験を実施し、合格者を、順に「専当」「扶成」「試補」のいずれかに任命した。<sup>(28)</sup> 試験会場は三瀧真勝寺、白川県延寿寺・光明寺、三瀧県順光寺、佐賀県高德寺、大分県光西寺、小倉県四日市御坊、同県浄喜寺である。結社は、巡回した各県で設立が計画されており、久留米は香頂、長崎・柳川は千巖、小倉は順光寺前住職祐弘(扶成)、大分は光蓮寺前住職(名前不明)、白川・八代は入性寺(同)、福岡・佐賀は宝積寺(同)が各結社を統括した。<sup>(29)</sup> 剃刀式(史料中には剃度式と記載)とは、在俗の男女が真宗に帰依したことを証明するために行われる儀式で、法主や法嗣、連枝が受式者を祖影前に座らせ、剃髪に摸した行為を行

れた。小説教は、長崎県での剃刀式の中断以降(後述)、人々の参集を招く手段として実行されたもので、希望者を書院に入れて勝尊に拝謁させ、直接三条教則の趣意を説いた。<sup>(27)</sup> (二)の僧侶検査では、人材抜擢を目的とした試験を実施し、合格者を、順に「専当」「扶成」「試補」のいずれかに任命した。<sup>(28)</sup> 試験会場は三瀧真勝寺、白川県延寿寺・光明寺、三瀧県順光寺、佐賀県高德寺、大分県光西寺、小倉県四日市御坊、同県浄喜寺である。結社は、巡回した各県で設立が計画されており、久留米は香頂、長崎・柳川は千巖、小倉は順光寺前住職祐弘(扶成)、大分は光蓮寺前住職(名前不明)、白川・八代は入性寺(同)、福岡・佐賀は宝積寺(同)が各結社を統括した。<sup>(29)</sup> 剃刀式(史料中には剃度式と記載)とは、在俗の男女が真宗に帰依したことを証明するために行われる儀式で、法主や法嗣、連枝が受式者を祖影前に座らせ、剃髪に摸した行為を行

い、その上で法名を下付した<sup>30</sup>。巡回説教では長崎県光永寺（但し一日半で中止）と四日市御坊で実施されている。これらの活動の他、勝尊一行は、数年来不和であった延寿寺・光徳寺や、高德寺・西通寺を和解させている<sup>31</sup>。また、勝尊は能書家であると評判だったため、大分県参事森下景端<sup>32</sup>から三条教則の染筆を乞われて応じている<sup>33</sup>。このほか、九月三日に今井浄喜寺で第二〇代門主達如の法要を執行している<sup>34</sup>。但し、法要の執行はこの達如のもののみである。

以上、九州巡回説教での諸活動を概観した。ここで、この巡回説教の特徴を考えるために、近世期の東西本願寺門主の下向に触れたい。近世期の門主下向は、西本願寺門主法如による寛政元年（一七八九）吉崎下向<sup>35</sup>、同門主広如による天保九年（一八三八）の関東参向<sup>36</sup>、東本願寺門主達如による文政六年（一八二三）の越後下向等<sup>37</sup>、幾度も行われた。これらは、地方御坊での歴代門主の年忌法要や、日光社参、新門の僧位僧官叙任に関する幕府への挨拶等を目的として実行された<sup>38</sup>。下向では、往復路での寺院や有力門徒宅への立寄り、親鸞の旧跡等への参詣が行われた。とりわけ注目されるのは剃刀式で、立寄った寺院で催されている。奈倉哲三によれば、剃刀を受けるには多額の謝金を要したが、門主が通行する地域からは多くの門徒が参集した<sup>39</sup>。その理由として奈倉は、「生き仏」たる門主に拝顔して剃刀と法名を受けることが、自身の往生の確信を得ることにつながったからであると指摘する。近世期の門主下向は、門徒にとっては「生き仏」である門主の姿を見、また剃刀式を居住する地域内で門主から受けられる貴重な機会であった。

近世の門主下向に比して、勝尊の活動は教導職という立場に規定され、三条教則の説教を中心とした。しかし、教導活動では御文（恐らく蓮如御文）や門主嚴如の御書の拝読が組み込まれており、末寺や門徒宅への立寄りも行われた。また、後述するように地方官との摩擦によって十全には実行できなかったが、剃刀式も執行しており、これは近世期の門主下向の要素が、勝尊の活動へ部分的に引き継がれていたことを示す。だが、こうした諸活動が、公務であ

る教導職が行うに相応しいのかどうか、また、それらに随伴する謝金の受取が勸財に当たるかが論点となり、第三章で述べるように、地方官や祠官との対立を惹起した。

## 第二章 真宗教団における三条教則解釈と活用

三条教則〔敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事、天理人道ヲ明ニスヘキ事、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事〕は、キリスト教への対抗を背景に、教導職による国民教化の骨子として明治五年四月二三日に布達された<sup>①</sup>。三条教則自体は簡潔な記述であったため、その意味内容を補足する目的で、後に十一兼題や十七兼題が出された。では、未だ十一兼題等が定められる以前、勝尊一行は三条教則をどのように解釈した上で活用したのだろうか。

### 第一節 「敬神」をめぐって

「筑肥日記」七月二八日条には、僧侶試験の方法が記載される。それによれば、僧侶の三条教則理解を検査するために四箇論題（畏敬神明・拡充知識・天理人道・神州国体）を立て、受験者に解釈を述べさせるといったものであった。同部分には想定問答が付されており、「拡充知識」では、開明的価値観を反映した十七兼題<sup>②</sup>を先取りするような内容が、「天理人道」では、世俗倫理の遵守がそれぞれ説かれている。「神州国体」では、名分論を踏まえた上で、日本国の特質を皇統の連続性に求める内容が示される。

四箇論題のうち、本稿で最も注目したいのが、「畏敬神明」である。畏敬神明は、三条教則第一条に由来する項目である。だが、その第一条に含まれ、かつ明治一〇年代までの国民教化イデオロギーの中核と位置づけられる「敬神愛国」<sup>③</sup>ではなく、あえて畏敬神明としたところが興味深い。これは、阿弥陀仏以外の諸神諸仏を崇拜しないという神祇

不拜（神祇不帰依<sup>44</sup>）の教えを有す真宗として、「敬神」をどう処理するのかが、真宗の教導職の課題であったことを示している。

国家から要求される神道的要素に対し、真宗教団はどのような対応を取ってきたのか。このような点について検討したのが藤井健志である<sup>45</sup>。藤井は、近世後期から明治六年までの真宗における神道観及び真俗二諦論の変容過程について、島地黙雷等を事例に検討している。ここでは、真宗教団が、近世後期の排仏論に対抗するため、世俗的領域における王法への従属（俗諦）によって、内心における他力信仰を維持し、来世での極楽往生を志向する真諦の保持を目指す真俗二諦論を構築したことが指摘されている<sup>46</sup>。また、その真俗二諦論により、神祇信仰や神国思想を俗諦の領域内に位置づけることによって真諦が保持されてきたという。真俗二諦論は、神道国教化政策に対しても適用されていくが、大教院体制下、神道的要素の強要が増すにつれ、俗諦における神道的要素の受容は限界を迎える。こうした中、島地黙雷は政教分離の考えを導入することで、王法と神道を切り離し、神道的要素を拒絶しつつ王法為本を貫徹できる新たな真俗二諦論を構築したとされる。因みに藤井によれば、大教院体制下以前は「敬神」の具体的な定義がなかったため、真宗五派連署の「教論大意<sup>47</sup>」には、敬神を国家に尽くすこととし、神道的儀礼への関与を不要とするような叙述になっているという。

実は、こうした神道的儀礼への態度を巡って、真宗教団内では微妙な調整が加えられていた。明治五年五、六月頃には作成された、西本願寺学僧・東陽円月の三条教則解説書<sup>48</sup>では、敬神の「神」を天祖及び式内式外神社に比定した上で、恭敬の心をもって敬する必要性を説いている。しかし、同年九月頃に門主明如の指示を受けて改書された『三大教則書取<sup>49</sup>』では、「神」は皇祖神及び諸神とされ、神社<sup>50</sup>の語は削除されている（「敬」を恭敬の意とする点では変化無し）。東本願寺学僧の福田義尊は、『天恩奉戴付録』（明治五年一〇月）で、神を「皇国ノ御先祖」とし、「念仏ノ行者

ヲ守護」するので、「大切ニ尊敬」すべきであると述べている。<sup>51</sup> 同寺学僧・樋口龍温による三条教則を解説した講義録（明治六年一月開催）でも、神とは皇祖神を指すとされる。また敬神の「敬」とは「畏敬崇敬」のことを指し、「身ノ行ヒニワタリテ敬礼スル」ことではないとされる。<sup>52</sup> その後に、真宗は王法為本の宗風であるので王命には背かないが、「神ヲマツリ、日々ニ礼拝セヨ」と命じられてはいないので、神棚を設けて現世を祈ることは不要であるとする。<sup>53</sup> この記述を踏まえると、ここで問題とされる「敬礼」とは、家内における神祇祭祀を指すと思われる。かかる学僧の解説からは、基本的に家内祭祀の不必要を説く従来の宗風維持の観点<sup>54</sup>を継承しつつ、敬神を「恭敬」「畏敬」と定義することで、神祇不帰依の教義と王法（敬神）との両立を図っていたことが分かる。そして、この論理が如実に表れたのが、明治六年二月に出された、神宮大麻・守札の受容を促す東本願寺の布達であった。<sup>55</sup>

それでは、四箇論題の「畏敬神明」ではどのような説明がなされているのか。そこには、①畏敬神明とは何か、②何故敬するのか、③心から敬するのか、形で敬するのか、心と形両面から敬するのか、④神慮に叶って敬するのか、叶わなくても敬するのか、⑤神慮とは何か、以上五つの問答が記載されている。これらへの回答は、①皇国の神明を畏敬すること、②皇国の御先祖であるため、③心と形相応して敬する、④神慮に叶う必要がある、⑤神慮とはすなわち正直を指すので、邪心が生じた場合は神慮に畏まって改める、とある。ここでも、皇祖神への畏敬を説くことで、宗風の維持と敬神との両立が図られたのである。

注目したいのは、このように敬神を「恭敬」「畏敬」として解釈するあり方である。こうした解釈には、どのような思想的淵源があるのだろうか。現時点では十全に論じる準備はないが、この点を考える上では、近年進展している真宗の神祇礼拝や祈禱・供養に関する研究<sup>57</sup>が参考になる。そのうち、小林准士は、近世後期に真宗僧侶間や同宗僧侶と神職との間で発生した、神祇礼拝を巡る論争を検討しており注目される。氏による讃岐国の西本願寺僧侶による論争

を扱った成果では、①礼拝を阿弥陀仏への帰命を伴う「帰命礼」と、阿弥陀仏以外の諸神諸仏への感謝と敬意の念を表する「恭敬礼」に区分することで神祇礼拝を受容する論と、②政治権力や他宗派と衝突しない範囲で、神祇礼拝を必要最低限に留めるべきであるとする論が衝突していたという<sup>86)</sup>。こうした論争が生じた背景には、真宗僧侶による、内心（内面の信仰）と外儀（行動）の一致を門徒へ及ぼそうとする動向があったとされる<sup>87)</sup>。

かかる議論を踏まえた上で仮説的に述べるならば、三条教則を布教する立場となった状況下で、真宗教団が門徒の内心と外儀の一致を目指すには、②のような、神祇への礼拝を形式的なものに留める説を教団の公式方針とするのは現実的ではなかった。ゆえに、敬神を恭敬という観点から捉え、皇祖神への崇拜と、家内での神祇祭祀を切り離すことで、政治権力との融和を計りつつ宗風を維持できる、①の論理を展開した方策が採られたのだと思われる。

それでは、以上の論題を、受験者はどのように論じたのだろうか。残念ながら、受験者の解答は日記には殆ど記されていない。だが唯一、珍珠広妙寺徳元の解答が「説教日記」下に記載されているので紹介する。徳元は、大分県府内光西寺の試験を受け、扶成に任命された。和学に長じていた彼は、論題をそれぞれ和歌で詠じた。基本的には、先述した想定問答に沿った内容が詠われている。例えば、「畏敬神明」では「神ノ道アツクイヤマヘトシルベスル法ノ教モ皇国ノ道」と、「神ノ道」を厚く敬えと手引きする「法ノ道」（仏教）も、「皇国ノ道」の一つであると詠われる。「神州国体」では、「異国ニサカヌ桜ハ神代ヨリ万代ツキシ皇国ノ体」のように、桜を題材にして皇国の連続性と、外国に対する優越性を詠じる。徳元の事例は、受験者各々が、これまで修得した学問を活かして論題を解釈したことを示している。

## 第二節 登用をめぐる摩擦と葛藤

ここでは、専当以下の役職の任命をめぐる柳川光善寺徳令の反発を取り上げ、僧侶への任命基準の内実を検討して

いきたい。

香頂によれば、徳令は幼少時に広瀬淡窓の門に入り、門下三千人の中の上等に位置した人物で、東本願寺の宗学研究機関である高倉学寮では香樹院徳龍<sup>64</sup>の社中に入り、唯識華嚴に通じたという<sup>65</sup>。帰寺後は儒書を講じ、明治五年時点では七〇名の生徒がいたとされる<sup>66</sup>。

七月十四日、柳川真勝寺で受験した徳令は扶成に任じられた。ところが八月一日、徳令は詩文を添えて辞表を提出した。その詩文には、学識のある徳令を差置いて触頭等が専当に任じられたことへの憤懣が綴られていた。これに対して香頂は、徳令の才徳を認めつつ、今回の「第一挙」は「尋常ノ人選」であり、「門閥」を元に評価を下しているが、再選する際は才徳を基準に選定すると述べている。そして、徳令の短気な主張は勝尊に「不明」の名を負わせるものであると非難した。

この僧侶の試験は、三条教則に基づく論題を、適切に論じられているかを判断するもので、その解釈に問題がなければ「門閥」を考慮しながら各役職を任命したと考えられる。しかし、「門閥」に配慮した人選は、優れた学識を有する僧侶から激しい反発を招くものでもあった。

因みに香頂自身は、学力を基準とする人材抜擢を望んでいた。だが、有力寺院・触頭寺院といった「門閥」は、未だ無視しえないと認識していたことが、巡回説教完了後に勝尊宛に認めた書状下書の記述からも窺える<sup>68</sup>。その中で香頂は、「御一新以来」、「門閥ヲ廢シ人才ヲ拔擢スル」ようになったが、「田舎野人」は「猶門閥ヲ重」じているという。だが、「開化」は日々進んでおり、両三年後には必ず「門閥ヲ奴視」するに至るだろう、と予測している。僧侶への試験と人材登用は、実力主義に基づく人材抜擢という理想と、旧来の「門閥」を重要視する価値観との狭間で、現況を考慮しながら実施されたのである。

### 第三章 活動をめぐる官・民の反応

#### 第一節 民衆側の反応

本章では、勝尊一行から見た、巡回説教をめぐる民衆と地方官の反応を検討する。「筑肥日記」七月二日条には、勝尊の来訪に対する人々の反応を示す記述がある。それによれば、白川県延寿寺での勝尊の説教は、天草や島原、真宗禁制中の薩摩近辺からも人々が詰めかけて「日夜二櫛比シ、市街為之カ充滿」したとされる。また、その様子を見たとある人物が、次の「評判記」を記したという。

#### 【史料一】（「筑肥日記」）

○賽者益多シ、天草島原及ヒ薩州近辺ノ者、日夜二櫛比シ、市街為之カ充滿ス、人アリ評判記ヲ示ス、

第一本願寺ノ上人ノ御説教

第二音羽屋民蔵ノ芝居<sup>シキ</sup>

第三今上皇帝ノ御巡幸

音羽屋民蔵ハ千両役者ナリ、然レトモ御説教中ハ見物人一日二百人ニ足ラスト云事ナリ、延寿寺ハ幾万ヲ以テ数フル也、今上皇帝ヲ第三等トスルニ至テハ、言語道断ノ不埒ナリ

史料一によれば、「本願寺ノ上人」による説教は、最も多くの人々を集めるものであり、それには千両役者の音羽屋民蔵（二代目尾上多見蔵）や、明治天皇の巡幸も及ばないものであったと認識されていた。因みに約二ヶ月前には、明治天皇が九州を巡幸しており、六月一七日から二一日まで熊本に滞在している<sup>64</sup>。香頂は天皇の巡幸を第三等としたことに「言語道断ノ不埒ナリ」と眉をひそめていたが、熊本の人々にとって、本願寺の門主（およびその血縁者）の

来訪は、それだけ大きな関心を寄せる出来事であった。<sup>(65)</sup>

では、門徒達は勝尊をどのように迎えたのだろうか。「筑肥日記」七月二八日条には、久留米順光寺滞在中における興味深い記述を確認できる。順光寺滞在中、寝具は新製され、膳具は朝夕新調されていた。それを香頂が諫めたところ、順光寺住職は、これらは門徒が、勝尊が使用した器を宝物として持ち帰るために献上した品であると答えた。以降、滞在中は、同じ膳椀が使用されることはなかったという。

「説教日記」下の九月九日条には、勝尊に関する奇瑞譚が記されている。九月九日、来訪した博多妙行寺の僧侶が、香頂に次の出来事を伝えた。<sup>(66)</sup> 妙行寺の娘さを（一四歳）、磯野七十郎母（四六歳）、磯野藤円（四五歳）の三名は、四日市御坊で勝尊から御剃刀を受け、勝尊の染筆（九字名号・十字名号・法名）を得た。九月三日、日田の鍋庄（宿屋）へ宿泊した際、藤円は、染筆を菓子箱に入れて衣類で包んで結び、枕元に置いて就寝した。夜半に目覚めた藤円は、「白キ者」が「コロ／＼ト蒲団ノ上」にあるのを発見した。見ると、それは勝尊の染筆だった。藤円は、盗賊が染筆を盗もうとしたのではないかと思った。ところが、目を覚ました七十郎母が確認してみると、枕元の菓子箱は昨夜包んでおいた状態のままであった。驚いた一行は、鍋庄の檀那寺を呼び、読経してもらったという。以上のことを、妙行寺は涙ながらに語ったのであった。

また香頂も、勝尊の代理として向かった八代県光徳寺までの道中、とある体験をしている。<sup>(67)</sup> 香頂は川尻で、人力車から転落して額に傷を負い、石綿を貼った。その後、香頂はある村で、顔に黒子がある老婦に出会った。老婦は香頂を見て、額の石綿を黒子だと勘違いし、「御門跡様ノ御カホニモホグロアル故ニ、ワシモトント安心シマシタ」と告げた。これに香頂は「一笑スヘキ事」だと述べている。老婦は香頂を勝尊だと誤認（さらには勝尊を門主と同一視）し、「生き仏」の身体的特徴が自身の身体にもあることを喜んだのである。

これらの事例からは、門主の血脈を受け継いだ勝尊が、人々から「生き仏」と見なされていたことが分かる。こうした信仰のあり方は、本願寺門主を事例とした研究でしばしば指摘されている。例えば奈倉哲三は、本願寺の門主が、安心決定の確定を担う「如来の代官」と見なされ、門徒から「生き仏」として崇拜されたと主張している。<sup>86</sup> 有元正雄は、蓮如時代に親鸞が弥陀の化身として位置づけられた結果、親鸞の血脈を受け継ぐ門主の世襲カリスマ化が生じた<sup>87</sup>と結論付けている。有元はまた、文政六年（一八二三）の達如下向時に、人びとが門主の入浴後の水を飲んだ事例を紹介している。<sup>88</sup> 児玉識は、真宗教義では、阿弥陀仏以外の余神余仏への除災招福を目的とした呪術的行為は否定されたが、門主の呪力による奇瑞の発現は肯定されていたと指摘する。<sup>89</sup> 勝尊一行の事例も、このような門主信仰の一類型として位置づけられるだろう。

## 第二節 地方官・祠官との相剋

門徒達は、勝尊一行に対し、近世以来の門主権威を拠り所とする、呪術的な信仰心を発露させることがあった。勝尊一行の活動は、そのような門徒の信仰心に支えられて展開した。しかし、地方官側は、こうした諸活動へ警戒感を抱き、ときには摩擦も生じた。以下、剃刀式を事例に、地方官達と勝尊一行の軋轢の様相を見ていきたい。

### (一) 剃刀式の様相

剃刀式は、まず長崎県光永寺で六月二九日と七月一日午前一日半だけ開催された。<sup>90</sup> 六月二九日は朝と午後の説教終了後に行われ、前者では五百名余りが、後者では六百名が受けた。そして、七月一日の朝には千名余りが剃刀を受けている。しかし、長崎市中のみならず、近郷の大村や島原、天草にも剃刀を希望する者が幾千人いるという情報があり、千巖達はそのまま剃刀式を続けるべきか協議した。協議内容は以下の通りである。希望者の願いに任せて剃刀

を続ければ一万口にも及ぶ可能性がある。そうなると、門徒は渴望の余り競って剃刀を願ひ、剃刀を受けることを主目的とし、三条教則の遵奉を傍らとしてしまいかねない。また、剃刀については大蔵省へ伺いを出しているが、はっきりと許可されたわけではなく、例え許可が出たとしても、教導職の職掌とは無関係である。長崎県庁も、我々を専ら教導職としてもてなしており、何らかの問題が起こりかねない。よって剃刀式は中止すべきではないか。以上の協議により、剃刀式は中止された。

四日市御坊では、剃刀式が長崎県を除き九州で唯一開催されたため、八月二四日には久留米から七百人程が来訪し、また他地域からも受けにくる者がいた。<sup>(23)</sup>二五日には午前・午後の二回開会し、剃刀を受けた者は千四、五百人に上った。但し、謝金は受け取らなかつたとのことである。

## (二) 剃刀式をめぐる摩擦

剃刀式を巡って、地方官や祠官との摩擦が如実に現れたのが、長崎県であった。<sup>(24)</sup>

剃刀式を中止した六月二九日の夕方、西川吉輔が来訪し、勝尊へ謁見したあと香頂・千巖と面談した。西川吉輔は近江八幡の豪商で、弘化四年（一八四七）七月に平田門へ入り、同地で平田国学を普及した人物であり、平田鏡胤への京都情報 of 主要な提供者であったとされる。<sup>(25)</sup>明治初期には宣教使・教導職として、長崎県で活動を展開した。<sup>(26)</sup>

「説教日記」上によれば、西川は高倉学寮の講師を勤めた雲華院大含や、香樹院徳龍等の知人であったという。西川は、千巖と香頂に対し、まず、祠官には排仏論を主張する者がいるから油断しないようにと忠告した。そして、今回の剃刀式で相応の謝儀を受け取るのは信施に相当し、また僧侶が信施を受けるのは当然のことだが、排仏論者や県庁は信施と勸財とを同一視しているという。よって、今回の剃刀式を問題視する者もいないとは限らないので、よく

注意するようにと指摘したのであった。これに対し、香頂等は、剃刀式の執行に関しては大蔵省へ届け出ており、また宗規に基づいて三条教則を説くのは説教の方法の一つであると答えた。加えて、キリスト教の洗礼に対抗するには剃刀式が最も効果的であると述べる。しかしその上で、「愚民」が剃刀を受けることを目的とし、三条教則を軽んじる可能性があったので、剃刀式を中止するに至ったと説明している。

以上の西川の行動は、一見すると勝尊達に協力的であったように見える。しかし、西川が養子・西川八十二郎吉武へ送付した書翰には、勝尊達の剃刀式に対する西川の本心が吐露されている。書翰には、「勸財ノ悪弊不除」、「表ニハ三条ヲ説キ陰ニ勸財之悪弊相止ミ不申」等とあり、西川が内心では剃刀式での謝礼を勸財と見なして反発していたことが分かる。

さて、西川が去ったあと、今度は教部省官員の山崎衡が来訪した。山崎は、香頂達に対し、今回の剃刀式はすでに大蔵省へ伺い済とのことだが、それならば同省から許可の書下げを得ているはずであると述べ、また、教導職が出張先で剃刀式を行うのはどのような規則に基づいてのことなのかと尋ねた。山崎によれば、県庁や祠官側で剃刀の件が話題となっており、教部省の一員として確認したいのだという。千巖等は、伺書は手元にあるものの、大蔵省の書下げがある写しは今回所持していないと応答した。また、剃刀式執行について、教部省の方針では「宗規僧風」を用いての説教を容認しており、東京でもその方針通り説教が行われているのだから、宗規に基づいて三条教則を体認した者へ剃刀を許可するのは教部省の方針に背反しないと主張した。この返答に山崎は一先ず納得し、明日伺書を見せるよう言い残して帰った。

このように、剃刀式の執行は謝金の受取を伴ったことから、祠官や県庁側から勸財と見なされ、批判の対象となった。勝尊側は、宗意や宗規を交えての教導は教部省が容認するところであり、ゆえに剃刀式を行うのは問題にならない

いという論理で対応しようとした。加えて、キリスト教の洗札に対抗できる有効な手段として、剃刀式の執行を正当化した。しかし、勝尊一行の応答から、謝金の受取に対する有効な反論は見出せない。よって、謝金の受取を巡って更なる問題が発生することになる。

七月二日、県庁庶務課から、剃刀式に関する大蔵省の伺済の書付を提出するよう指示を受けた千巖と義龍は、伺書の写を持って県庁へ出頭した。千巖は、最初に応対した庶務課の少属へ、教導職拜命後は大蔵省からの伺書が必要になることはないかと判断したために、検印のある書類は今回所持していないと話し、代りに伺書の写を提示した。少属は、これでは剃刀の許可の確証が得られないと述べつつ、一応参事に伝えると返答した。その後、少属と庶務掛大属の丸山が出てきた。丸山は怒気を孕みながら、千巖に次のことを述べた。勝尊一行は教導職として長崎へ来訪したのだから、大蔵省の許可書を用いる道理はない。また、提示された大蔵省の伺書写に検印がないことから、これは許可を受けた証拠にはならない。本願寺の巡化については大蔵省からの布告があったが、剃刀の許可が下されているならば、その旨も長崎県へ通達されているはずである。たとえ許可が下されていても、それは教部省が設置される以前のことであり、教部省教官の職掌として許可が出ているわけではない。従って、剃刀は自宗の法式であり、それは公私を分けた行動ではない。

以上の丸山からの非難に対し、千巖は以下のように返答した。確かに教部省の教官が大蔵省の許可を得て行動する道理はないので、今回は伺書を携帯しなかった。だが、そもそも朝廷が僧侶を教導職に任命したのは、宗意を交えて三条教則を説かせ、宗則をもって民を教導させるためであるから、一宗の法式である剃刀を行うのは問題にならない。故に、剃刀式を行うのは公私を混同する行為ではない。但し、「愚民」が剃刀を本旨としかねなかったため、翌日から剃刀は中止している。

この返答を聞いた丸山は一先ず納得し、県が剃刀式を問題視する理由を打ち明けた。丸山によれば、今回の勝尊下向に際し、管下の民は「コノ時アゲズハ助カル時ナヒ」と思い、村々の金銭をつぎ込もうとしたり、貧民には着物を売り払ってまで剃刀を受けようとする動きもあるという。また、丸山は、教導職は一時的に来訪するだけだが、地方官は土地を離れることは出来ないため、民が「貧ノ上ニ貧ヲ重」ねれば、最終的に地方官の悩みの種となる、と述べた。最終的に、大蔵省からの検印が付された伺書の提示は必要でなくなった。

こうして、長崎県からの嫌疑は消え失せたかのように見えたが、後日、新たな問題が浮上する。七月六日、県庁庶務課より、剃刀で得た謝金の収納金額を報告するように、との書状が到来した。勝尊側は、一旦少なめの概数で報告しようとしたが、県庁側は至急取調べの上、明日中に総計を報告するよう指示を出した。そこで確認したところ、総額は一千金に上った。もしこれよりも少額で報告すれば、後日県庁が市郷を点検して確認した実際の額と齟齬する。しかし実際の額を報告すれば、多額に上るため県庁の憎しみを買う。以上の問題を抱えた一行は、協議の結果、剃刀以外の収納金も合わせた総額と、その内訳を報告することに決し、翌日、報告書を提出の上、長崎を発った。

だが後日、長崎県聞名寺から、県庁庶務掛が戸長に対し、剃刀を受けた者の人数と謝金の額を調査して七月一日までに報告するよう、七月六日付で通達が出されていたことが伝えられる。<sup>80</sup>勝尊側は、浅草寺務所を介して長崎県の対応を報告し、教部省へ「宗意宗風」を貫徹した説教が行えるよう取計らいを依頼した。この件について、浅草寺務所は東西本願寺が教部省へ提出した教導職出張章程の伺書（七月一二日付）と、それに対する教部省からの伺済の書下げを七月二八日付で勝尊達へ送った。教導職出張章程には、①説教出張の際に、問題のある寺院は佛法を基に処罰する、②信者を説諭して教社を結成する、③仏名を記して信者へ与える、④剃刀式を許可する、の四つが記載され、教部省は基本的に全て容認した。なお③④は、信者の自主的な寄附ならばよいが、勧財とならないよう注意している。

さて、勸財への警戒は白川県でも見受けられる。七月一日、白川県は、管内には「因襲之俗情」があり、従来のように四民が布施を出し、剃刀を願う可能性があると告げ、そういった働きかけに勝尊は応じるつもりなのか等を問うている。これに、勝尊達は光明寺を介して回答した。回答の内容は、「無給之教官、無給ノ本山」であるから信施の受取は覚悟していること、剃刀式は一宗の法式で廃絶するつもりはないが、剃刀式を本旨とする者も出かねないので、当分は見合わせる事等である。この回答に県庁は納得した。

こうした長崎県や白川県の対応について、香頂は日記の中で不快感を露わにしている。

【史料二】（筑肥日記）

白川県ハ長崎県ト首尾相応シ、昨年迄ノ排仏ノ腹ヲ以テ、我党ヲ待ツ、教部省ノ大本領ニ至テハ、毫モ知り得サルナリ、一朝廷無給ノ僧徒ヲ以テ、三章ヲ天下ニ敷カシム、豈苛刻ニ信施ノ一路ヲ割絶スヘケンヤ、耶蘇洗礼ノ巨毒ヲ防クハ、我剃度式ノ一法ナリ、政權ヲ以テ禦キカタシ、長崎・白川両県ノ参事、狭量偏僻、自ラ少事ニ注ス、万国智戦ノ大形勢ニ至テハ、毫モ憂ヒサル也、僧徒ノ貧利ヲ嫉妬スルハ可ナリ、国体ノ傾ニ至ハ、何ノ策ヲ以テ防クヤ、呵々

白川県は、長崎県と同様、昨年までの排仏の意識を保持したまま我々を迎えた。よって教部省の「大本領」を全く理解していない。朝廷は無給の僧侶を教導職に任用したのだから、このように苛酷に信施をやめさせようとすべきでない。剃刀式はキリスト教を防禦する唯一の方法である。「政權」では防ぐことはできない。長崎・白川両県の参事は狭量で、小事に目を向け「万国智戦」の行方を知らない。僧侶が利を貪ることを嫉妬するのは結構だが、「国体ノ傾キ」へはどう対応するつもりなのだろうか。このように、長崎・白川両県の対応を歎いたのであった。

四日市御坊では、教部省から正式に許可を受けた後であったため、表向き県庁からの干渉は受けなかった。だが、

一部の地方官から反発を受けたことを示す記事が「説教日記」下で確認できる。それは、筑前国出身で中津出張所官員であった権大属・藤田と、香頂との問答である。藤田は、説教に仏教の教えを交ぜることへの疑義や、剃刀式を四日市で再開したことへの疑問をぶつけている。また、本願寺の者が長崎で剃刀を行い勸財に及んだので、これを長崎県官員が難詰すると閉口したと『新聞雑誌』に書かれていたが、これは勝尊達を指すのではないか、とも問うている。<sup>41)</sup>

以上の事例は、地方官が門徒の報謝を勸財と見なして警戒していたことを示す証左である。<sup>42)</sup> 因みに、西本願寺教団は、東本願寺からやや遅れて、明治五年八月五日から一〇月二日まで門主明如が九州巡回説教を行ったが、やはり剃刀式や信施を巡って地方官が干渉を加えている。<sup>43)</sup> 小倉では、剃刀式に参加できる資格が六〇歳以上に限定された。また、八代県では説教の際に金銭を投じることを禁止する布告が出され、巡化の中止が決定されるに至っている。長崎県では、勝尊一行の件を持ち出し、金銭の上納を戒める布告が達せられている。この長崎の事例は、勝尊一行の事例を踏まえた対応であり、一行の活動が他の仏教教導職の活動へ影響を及ぼしていたことが分かる。

### 第三節 説教を巡る地方官の認識

前節では、民衆の寄付行為を巡る、僧侶側と地方官の対立の側面を取り上げた。では、教導職の本分である説教を巡ってはどうかだったのか。

仏教教導職の説教を行政へ積極的に活用しようとしたのが大分県である。<sup>44)</sup> 八月一八日、勝尊一行は県庁で参事森下景端、権参事町田達と面会した。そこで勝尊達は、森下達から「建校二付テノ告諭」二冊と、「済貧恤窮ノ告諭」の一冊を渡され、今回の説教にこの三冊の趣意を交えて欲しいと依頼されている。また、翌一九日に県庁へ呼び出された香頂は、建校掛の今井から、今度設立する小学校では洋学（算盤等）を教授する予定であるので、そのことを「土人」へ説教で説いてほしいと依頼されている。今井は、同じ内容を県から布達しても「厳事ニナリテ情カ貫」かないと考

え、宗教者である勝尊達に期待を寄せたのであった。なお、香頂はこれを快諾している。

他方、仏教教導職の説教実施に対し、微妙な態度を取ったのが長崎県である。まず、先発して説教実施までの下準備を進めていた千巖は、六月一九日に権令宮川房之と対面した際、宮川から宣教使との連携の要請と、外交問題に配慮した上でキリスト教防衛を行うよう注意を促されている。また、勝尊長崎到着後の六月二十六日、西川吉輔・山崎衡・藤田<sup>87)</sup>・清原宣道<sup>88)</sup>等祠官側に対して宮川は、今回の勝尊一行の来訪に触れ、祠官と僧侶が異なる説教を行えば「愚民」の惑いの元となり国家の害となるので、それならば双方共長崎県での説教を禁止すること、説教が同じ内容ならば双方共同じ場所で説教をすればよい、と告げた上で、これらを勝尊達と議論し、結論を知らせるよう指示を出した。<sup>89)</sup>これを祠官から聞かされた千巖は驚愕し、これは権令の本心であるのか、祠官の偏執によるものなのか疑いを見せている。そして、祠官と議論を重ねる中で、千巖は光永寺での説教を二座にわけ、最初は三条教則を説き、次は宗意を加えて説くことを提案したが、結局結論は出ないまま、千巖は光永寺へ戻った。同寺では香頂等を交えて議論が交わされた。そこでは、祠官を通じて権令へ嘆願するしかない、という結論が出された。そして再び千巖は出張所へ行き、祠官に権令への取りなしを依頼した。また、香頂は清原宣道へ接触し、清原から、西川や山崎は「偏党ノ情」がないので、この二人に掛け合うべきであること、西川へはこちらから根回しをするので、速やかに西川宅へ行くことを勧められている。

翌日、香頂と千巖は県庁で宮川と面会した。そこで宮川から、祠官へ話した内容の意図を聞かされている。宮川は、今回の教導職派遣は「頑陋」を「教育開化」する好機であるが、長崎の民は「陋習」が甚だしく、開化も容易ではないので、祠官と僧侶が力を合わせて欲しかったため、祠官に「一鞭」を与えたのであり、教導の方法を非難したわけではない、と述べている。この長崎県の事例からは、浦上キリシタン問題を契機とし、既に旧宣教使が布教を展開し

ていたため、地方官が仏教教導職の進出による神仏の軋轢の発生を警戒していたことが分かる。

その他、中津出張所官員の藤田とのやりとりでは、先述したように、宗意を交えての説教の妥当性が問われていた。以上の事例からは、教導職が行うべき説教とはいかなるものなのか、それぞれの当事者の間で認識の相違があったことがうかがえる。実は、教部省が説教の自身について言及するのは、明治五年一月からである。このときに、教部省は各宗派管長へ説教の方法に関する説諭を初めて行った。そこでは僧侶の内に宗意のみを談じる者が問題視され、「三条二悖戻スルノ宗意ハ絶テ不可用」と通達されている。<sup>90</sup>その後、明治六年二月一〇日には、三条教則を体認した上ならば「宗儀交説教導」は構わないとの通達が教部省から出されている。<sup>91</sup>逆に言えば、明治五年一月以前には説教の内容に関する通達は出されておらず、そもそも宗意を交えた教導は妥当なのか不明確な状況にあった。よって、地方官と祠官、仏教教導職との間で説教の方法を巡る認識の齟齬が顕在化したのである。

### おわりに

本稿では、勝尊一行の九州巡回説教を取り上げ、教部省設立間もない時期の仏教教導職の説教活動を分析してきた。最後に、当該期の教導職制度における教化活動の特質をまとめたい。

勝尊一行は、近世以来の宗教儀式や教導の方法を導入して三条教則の伝達を行った。さらに、剃刀式を宗則に基づく教導の一環として位置づけると共に、キリスト教への対抗策としてその有効性を主張した。勝尊達は、こうした宗意を交えての説教や、自宗内の儀式の執行といった一連の行為について、政府が「各宗ノ僧徒ヲ挙テ而モ僧徒ノ俣ニテ之ヲ教導職」としたこと等を根拠に、「宗意ヲモテ三章ヲ説キ、宗則ヲ以テ民ヲ教導スル」あり方が教部省の方針で

あると述べて正当化した。<sup>92)</sup>

ところで、安丸は、教導職による説教の内実を示す事例として、本論でも触れた西本願寺門主明如による九州巡回説教を次のように取り上げている。

八代県(↓熊本県)では明如の説教を補亡方を差し向けて取締ることにした。というのは、明如の説教がおこなわれると、参詣の民衆は「高座を仰ぎ金銭を投げ、ひそかに施物等をするだろうが、それは、教部省が推進しようとしている教化政策とは異なるからであった(『明如上人伝』)。(中略)真宗などの説教とあたらしい説教とがあい容れない性格のものであったことが、よくあらわれている事件だといえよう。<sup>93)</sup>

このように、安丸は八代県の対応を通じて、真宗による「伝統的な説教の様式」<sup>94)</sup>が教部省の教化政策と齟齬する性質であったと評している。しかし、八代県の対応は勸財の防止を目的としたものであり、教部省による教化政策の齟齬を問題とした内容ではない。また、第三章第三節で述べたように、説教に関する説論が教部省から出されるのは明治五年一月以降であった。三条教則及び教団の教義から明白に逸脱した場合を除き、<sup>95)</sup>この時点では三条教則をどのように説けばよいのか、教部省からの明確な指示自体がなされていなかったといえる。付言すると、信徒の寄付行為に関しては、勸財と信施とを区分した上で後者の容認を求める教部省の伺いが認められ、明治六年六月一二日に地方官へ通達が出されている。<sup>96)</sup>従って、説教に伴う寄付行為そのものは、結果的に、教部省の方針に齟齬するものではなかった。これらは、教化政策の展開と、教導の場の実態を結びつけながら検討する必要性を示している。

以上を踏まえると、教導職制度の開始から明治五年一月までの間は、教化政策の具体的中身が不明確な状況であり、そうした中で東西本願寺の巡回説教が展開された。よって、説教方法や信徒の寄付行為を巡り、地方官や祠官との認識の齟齬や摩擦を招いた。以上により、明治五年は、教導職による「あたらしい説教」のあり方が、各地で試行

錯誤された時期であったと位置づけられるのではなからうか。

なお、今回は勝尊一行側の史料を主に用いたため、地方官や祠官との対立・協調の側面や、民衆側の動向に関しては一面的な分析に留まっている。また、勝尊一行による説教の中身についても、分析することが叶わなかった。一行が各県で組織化した結社の実態や、西本願寺門主の巡回説教との関係なども含め、今後の課題としたい。

(1) 安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店、一九七九年)、同「近代転換期における宗教と国家」(安丸良夫・宮地 正人校注『宗教と国家』岩波書店、一九八八年)等。後者は注(二)の羽賀や注(三)の阪本の成果等を踏まえた内容となっている。

(2) 羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、一九九四年)。

(3) 阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』(第一書房、一九八七年)八頁)。

(4) 以下の段落における明治初期の宗教行政の記述は、注(一)安丸前掲『神々の明治維新』、同「近代転換期における宗教と国家」、注(二)羽賀前掲書、注(三)阪本前掲論文、藤井貞文「宣教使の長崎開講」(『国史学』四四、一九四二年)、同「宣教使の研究(上)」(『國學院雑誌』四九一五、一九四三年)、同「宣教使の研究(下)」(『國學院雑誌』四九一六、一九四三年)に拠る。

(5) 小川原正道『大教院の研究』(慶應義塾大学出版会、二〇〇四年)。

(6) 谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』(思文閣出版、二〇〇八年)。

(7) 武知正晃「場」としての大教宣布運動」(澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会』三、吉川弘文館、二〇〇八

年)。

(8) 大谷大学図書館蔵「八洲日曆」二四(宗大一一四〇二)。「八洲日曆」は香頂の自筆日記で、安政五年(一八五八年)一月から明治三八年(一八九五)三月まで書き継がれ、全一六四冊ある(木場明志「妙正寺文庫」について)『書香』二二、二〇〇五年)。

(9) 大谷勝尊(安政五年(一八五八)〜大正二年(一九一三))は大坂大信寺と本誓寺の住職であり、朝鮮などへの海外布教に尽力した人物であった(赤松徹真他編『真宗人名辞典』法蔵館、一九九九年)。

(10) 小栗栖香頂(天保二年(一八三一)〜明治三八年(一九〇五))。大分妙正寺住職で、一四歳で咸宜園に入門し、広瀬淡窓に学んだ。その後京都で東本願寺の宗学研究機関である高倉学寮に入り、明治元年(一八六八)に学寮の学階の一つである擬講となった。宗名公称問題や中国布教等で活躍した人物である。中国布教での活動に関心が向けられ、木場明志「近代における日本仏教のアジア伝道」(日本仏教研究会編『日本の仏教』二、法蔵館、一九九五年)、陳継東『清末仏教の研究』(山喜房仏書林、二〇〇三年)、川邊雄大『東本願寺中国布教の研究』(研文出版、二〇一三年)等多くの成果があるが、日本での活動については明治二〇年代以降の活動を扱った木場明志「内地雜居準備時代の真宗」(『真宗研究』五一、二〇〇七年)があるのみで、九州巡回説教に至っては殆ど言及がない。

(11) 細川千巖(天保五年(一八三四)〜明治三〇年(一八九七))。明治元年(一八六八)に東本願寺の命でキリスト教視察のために長崎へ入り、情報収集を行っている。明治一九年(一八八六)に嗣講に任じられ、明治三〇年に講師を贈られた(注(九)前掲『真宗人名辞典』)。

(12) 宮地義天(文政一〇年(一八二七)〜明治三二年(一八八九))。越中国真敬寺住職で、性相学に精通していた。明治元年(一八六八)に擬講、明治一六年(一八八三)に嗣講となり、死去に伴い講師を追贈された(注(九)前

掲『真宗人名辞典』。

(13) 「説教日記」上。

(14) 原武史は明治初期における東西本願寺門主の巡回説教を取り上げているが、そこでも勝尊の九州派遣への言及はない(原武史『可視化された帝国「増補版」』みずす書房、二〇一一年)。

(15) 例えば、福島寛隆「神道国教政策下の真宗」(『日本史研究』一一四、一九七〇年)、本願寺史料研究所編『本願寺史』三(浄土真宗本願寺派宗務所、一九七四年)、柏原祐泉「幕末維新期における近代仏教への胎動」(初出一九六三年)・「近代仏教の活動素描」(一九六八年・一九七一年・一九七三年初出論文で構成)・「明治政府の宗教政策と仏教側の対応」(初出一九八三年)・「近代仏教八十年の変遷」(同一九六七年)、いずれも同『真宗史仏教史の研究』Ⅲ(平楽寺書店、二〇〇〇年)所収、同『近代大谷派の教団』(真宗大谷派宗務所出版部、一九八六年)等。なお、他宗派の仏教教導職の活動に関しては、田川幸生が長野県中教院設立(明治七年七月開院)前後の時期における現長野県域の真言宗僧侶の事例を紹介している(田川幸生「明治前期・教導職最下級から最高位へ、僧侶畔上棟仙」『信濃〔第三次〕』六一(二)、二〇〇九年、同「明治前期、真言宗の長野県における教導職活動(上)」『信濃〔第三次〕』六一(九)、二〇〇九年、同「明治前期、真言宗の長野県における教導職活動(下)」『信濃〔第三次〕』六一(一)、二〇〇九年等)。

(16) 大教院開院後の教導職をめぐる動向については、注(二)羽賀前掲書、注(五)小川原前掲書、注(六)谷川前掲書、注(一五)に記載した一連の田川前掲論文のほか、田中秀和「明治初期の国民教化と東北」・同「明治初期の国民教化政策と北海道」(同『幕末維新期における宗教と地域社会』清文堂出版、一九九七年)等、多くの研究蓄積が存する。

- (17) 大谷大学図書館蔵、宗大一一四〇八。
- (18) 大谷大学図書館蔵、宗大一一四〇六。
- (19) 「説教日記」下、八月二五日条。千巖が長崎を、香頂がそれ以外の地域の編纂を担当した。
- (20) 「説教日記」下に記載されている、香頂から寺務所へ提出された巡回説教完了の旨の報告書には、「九州説教ノ事  
実ハ臣及千巖ノ日記アリ、請之ヲ大教正殿下ニ呈セヨ」とある。
- (21) 「八洲日曆」二四。
- (22) 「説教日記」上。
- (23) 「八洲日曆」二四。
- (24) 「筑肥日記」。なお同日記七月一五日条に記載の浅草寺務所宛の書状で、巡回日数の延長を願っている。
- (25) 鹿児島県での真宗禁制が解除されたのは、明治九年九月五日である(桃園恵真『薩藩真宗禁制史』吉川弘文館、一九八三年、同『新訂さつまのかくれ念仏』国書刊行会、一九八六年)。
- (26) 「筑肥日記」。
- (27) 「説教日記」上。
- (28) 「説教日記」上・下、「筑肥日記」。なお、これらの具体的な職務の有り様は不明だが、「宗規僧風釐正」に関する合議を行うために専当・扶成の一部を召喚していることから、地方寺院の風紀統制の一端を担ったと思われる(「説教日記」下)。
- (29) 「説教日記」下、九月六日条。
- (30) 真宗新辞典編纂会編『真宗新辞典』(法蔵館、一九八三年)。

- (31) 「筑肥日記」。
- (32) 文政七年（一八二四）（明治二四年（一八九一））。岡山藩士で、黒住教に入信。維新後は岡山藩権大参事、大分県参事を経て明治七年七月に同県県令となる。大分県権令・県令時代には同県において神道教化に尽力。免官後の明治一〇年に中教正となり、のちに黒住教副管長となった（神社新報社編『神道人名辞典』神社新報社、一九九一年）。森下の大分県赴任や県政については一先ず末広利人「初代大分県令森下景端」（一）（二）（『大分県地方史』一七六・一七九、二〇〇〇年）を参照のこと。
- (33) 「説教日記」下。
- (34) 「説教日記」下。
- (35) 澤博勝「真宗寺院・道場と越前吉崎」（同『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、一九九九年）。
- (36) 松金直美「天保四年東本願寺門跡達如の関東参向」（『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』五、二〇一三年）。
- (37) 奈倉哲三「本願寺門跡体制下の特質的信仰」（同『真宗信仰の思想史的研究』校倉書房、一九九〇年）、有元正雄「近世真宗の構成と特質」（同『真宗の宗教社会史』吉川弘文館、一九九五年）。
- (38) 松金は、達如を中心に、近世期に実行された東西本願寺の門主下向について分析をしている（注（三六）松金前掲論文）。
- (39) 注（三七）奈倉前掲論文。
- (40) 祠官は明治四年五月一四日、府藩県郷社に設けられた職で、府藩県社の祠官は国幣小社権禰宜相当、郷社の祠官は府藩県社の祠官に準じた（注（一）前掲『宗教と国家』、四三七―四三八頁）。
- (41) 羽賀祥二「敬神」と「愛国」の思想（注（二）羽賀前掲書）。

(42) 十七兼題は、皇国国体説・道不可変説・制可隨時説・皇政一新説・人異禽獸説・不可不學説・万国交際説・国法民法説・律法沿革説・租税賦役説・富国強兵説・産物製物説・文明開化説・政体各種説・役心役形説・權利義務説、という構成になっている(藤田大誠「明治初期における教導職の「敬神愛国」説」『國學院大学伝統リサーチセンター研究紀要』二、二〇一〇年)。

(43) 注(四一) 羽賀前掲論文。

(44) 柏原祐泉「近世真宗における神祇への対応」(同『真宗史仏教史の研究Ⅱ近世篇』平楽寺書店、一九九六年)、小林准士「知の国学的展開と近世後期の地域社会」(『歴史学研究』七八一、二〇〇三年)、同「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性」(『歴史評論』七四三、二〇一二年)、同「近世真宗における神祇不帰依の宗風をめぐる争論の構造と展開」(『史林』九六一四、二〇一三年)、同「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論的特質」(『社会文化論集』一、二〇一五年)、引野亨輔「近世真宗における神祇不拝の実態」(同『近世宗教世界における普遍と特殊』法蔵館、二〇〇七年)等。なお小林は、真宗教団が天神地祇を祀る神社への礼拝を否定することはないことを理由に、神祇不帰依という語に改めている。本稿でも、小林の論に従い、神祇不帰依の語を用いる。

(45) 藤井健志「真俗二諦論における神道観の変化」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年)。

(46) なお、近世後期における真俗二諦論の形成の背景については厚い研究蓄積があるが、近年では排仏論への対抗といった外的側面だけでなく、宗派内僧侶における風儀の乱れ等、教団内部の問題も影響していたことが指摘されている(岩田真美「幕末維新期の西本願寺門主消息にみる真俗二諦の形成過程」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三二、二〇一〇年)。

(47) 「教諭大意」は、三条教則を解説したもので、『諸宗説教要義』の「真宗」の項に掲げられている内容とともに、注(一五)『本願寺史』三(七四―七五頁)に掲載されており、藤井も本書から引用している。同書には両史料への詳細な解説は施されていないが、『諸宗説教要義』は大教院教典局が明治五年に出版した書物であり、諸宗派毎の三条教則の解説が収録されている(明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成』二、同朋舎出版、一九八〇年、四三一―四三二頁)。一方、「教諭大意」は『諸宗説教要義』には収載されておらず、史料性格が不明であり、史料批判を要する。なお、大谷大学図書館には内題が同名の写本が所蔵され、また龍谷大学図書館所蔵の「三条実義篇」(写本)には「教諭大意」が収録されているが未確認である。『本願寺史』収載の「教諭大意」と同一のものであるのかも含め、これらの写本の検討については今後の課題としたい。

(48) 東陽円月『三大教則私考』・同『教則三章私解』・同『三大教則書取(草稿本)』(三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上巻、錦正社、二〇〇七年)。

(49) 東陽円月『三条教則書取(改書本)』(注(四八)三宅編前掲書)。

(50) 但し、神社の語が削除された理由については、その背景も含め、検討する必要がある。

(51) 福田義導『天恩奉戴付録』(注(四八)三宅編前掲書)。

(52) 樋口龍温『教則三条講述』(同右)。

(53) 同右八六頁。

(54) 同右同頁。

(55) 神祇不帰依を貫徹させる空間として真宗門徒の家が重視されたことや、その理由に関しては、注(四四)小林前掲「近世真宗における神祇不帰依と「神道」論の特質」を参照。

(56) 「皇太神宮大麻並守札之事」と題されたこの布達には、伊勢神宮の大麻・守札の配布は王法の範疇に入るため、王法为本の教えに従い受容すべきであること、神民が神明を敬するのは、往生を目的として浄土の行ではないことを行う雑行でも、現世の除災招福を願う雑修でもないことが説かれている(注(一)前掲『宗教と国家』二二九―二三〇頁)。

(57) 真宗僧侶における祈禱・供養の問題を扱った近年の成果は、引野亨輔「読書」と「異端」の江戸時代(『書物・出版と社会変容』一二、二〇―二二年)、上野大輔「幕藩領主の呪術的儀礼と真宗僧侶」(稲葉継陽・花岡興史・三澤純編『中近世の領主支配と民間社会』熊本出版文化会館、二〇一四年)。神祇不帰依に関する近年の成果については、注(四四)を参照のこと。

(58) 注(四四)小林前掲「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性」。

(59) 注(四四)小林前掲「神祇不拝の論理と行動」。

(60) 香樹院徳龍(安永元年(一七七二)―安政五年(一八五八))は越後国北蒲原郡の無為信寺住職で、学寮講師を務めた人物であり、文政度東本願寺再建では本山から各地へ派遣されて懇志を募った。徳龍についてはさしあたり、上場顕雄「香樹院徳龍と東本願寺学寮」(『仏教史論』七号、一九七三年)、同「近世末東本願寺学僧の教化とその受容」(同『増補改訂近世真宗教団と都市寺院』法蔵館、二〇一三年)を参照。

(61) 「筑肥日記」。以下の徳令の事例に関する記述は同史料に拠る。

(62) その後、明治八年に本山から二等学師に任じられ、同一五年には内務省から大講義に補任、同二五年に九一歳で死去した(柳川山門三池教育会編『旧柳川藩志』柳川山門三池教育会、一九五七年)。

(63) 「説教日記」下。以下の引用は同史料に拠る。

- (64) 朴三憲「明治五年天皇地方巡幸」(『日本史研究』四六五、二〇〇一年)、注(一四) 原前掲書、長谷川栄子「明治五年九州・西国巡幸」(同『明治六大巡幸』熊本出版文化会館、二〇二二年)。
- (65) 注(六四) 長谷川前掲書によれば、白川県では長崎県や山口県とは異なり、天皇巡幸に際して花火を打ち上げる等の祝祭的準備を行っていなかったためか、熊本市中ではそれほど混雑は見受けられなかったという。
- (66) 「説教日記」下。
- (67) 「筑肥日記」。以下の引用は同史料に拠る。
- (68) 注(三七) 奈倉前掲論文。
- (69) 注(三七) 有元前掲論文。
- (70) 同右八五頁。
- (71) 児玉謙「近世社会における真宗寺院・門徒の特質」(同『近世真宗の展開過程』吉川弘文館、一九七六年)。
- (72) 「説教日記」上。以下の記述は同史料に拠る。
- (73) 「説教日記」下。
- (74) 「説教日記」上。以下の記述は同史料に拠る。
- (75) 宮地正人「幕末平田国学と政治情報」(同『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年)。なお、西川吉輔(文化一三年(一八一六)～明治一三年(一八八〇))は大国隆正に学び、篤胤没後門人となった。幕末期には足利木像梟首事件に連座するなど、尊王攘夷運動に積極的に参加した(國學院大學日本文化研究所編『神道人物研究文献目録』弘文堂、二〇〇〇年)。西川の明治初期における動向については、注(七) 武知前掲論文、同「明治初年の長崎における大教宣布運動について」(『日本思想史研究会会報』二〇、二〇〇三年)、同「滋賀県立大学付属

図書館所蔵 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介」(第一回)第七回(『立命館文学』五九四・五九五・六〇一・六〇六・六一二・六二二・六二六、二〇〇六(二〇一二年)を参照。

(76) 注(七) 武知前掲論文・同注(七五) 前掲「明治初年の長崎における大教宣布運動について」。

(77) 大含(安永二年(一七七三)〜嘉永三年(一八五〇))は豊後国満徳寺に生まれ、のち豊前正行寺鳳嶺の養子となつて同寺の住職になった人物で、高倉学寮の講師を勤めた。詩作や書画にも優れ、頼山陽や広瀬淡窓とも交流した(注(九) 前掲『真宗人名辞典』)。

(78) 書状⑫明治五年七月二二日(吉輔直筆五三 通番七〇三、注(七二) 武知前掲「史料紹介 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第三回)」五二頁)。

(79) 書状⑬明治五年七月二五日(吉輔直筆五四 通番七〇四、同右五三頁)。

(80) 「筑肥日記」。以下の記述は同史料に拠る。

(81) 『新聞雑誌』は木戸孝允の発意により、明治四年五月一日から同一二年二月二八日まで発刊された新聞で、発行所は東京両国若松町日新堂であった(西田長寿「解題」(木村毅編『幕末明治新聞全集』第六卷上、世界文庫、一九六一年)。藤田が読んだ記事は、『新聞雑誌』第五五号(明治五年七月刊)のものである。ここには、丸山とのやりとりを想起させる記述が記載されている(同五三四頁)。

(82) なお、教導職の活動に付随する集金活動を巡る問題は、明治六年、神宮教会が結成した愛国講社の集金活動に対する地方官の抗議等、神道の場合でも生じている(武田幸也「明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社」(長谷部八郎編『講』研究の可能性)Ⅱ、慶友社、二〇一四年)。教導職は香頂が言うように無給の職であったため、活動資金の確保は教導職の課題であった。

- (83) 明如上人伝記編纂所編『明如上人伝』(明如上人廿五回忌臨時法要事務所、一九二七年)三一五―三二八頁。以下西本願寺の巡回説教については同書に拠る。この巡回説教は、注(一)安丸前掲『神々の明治維新』一八八―一八九頁でも取り上げられている。なお、勝尊一行は剃刀式以外でも各県で信施を受け取っており、その総額は三四〇〇両強にのぼった(「説教日記」下)。地方官による明如への警戒は、勝尊一行の活動が影響した結果と予想される。
- (84) 「説教日記」下。以下の記述は同史料に拠る。
- (85) 「説教日記」上。以下の記述は同史料に拠る。
- (86) 宣教使廃止後、長崎県には西川吉輔他一二名が出張中であつたが、六月二日には旧官同等に補任の上、教導職と兼務することとなり、長崎県に在留することが決定した(國學院大學日本文化研究所編『社寺取調類纂』國學院大學日本文化研究所、一九九〇年)。
- (87) 藤岡の誤記か。藤岡好古は堀秀成の下で国学を修め、明治四年に宣教使として長崎に派遣されている。勝尊一行が長崎に滞在していた際にも教導職として同地で活動していた(注(七五)武知前掲「史料紹介」西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第三回))。
- (88) 日出町東派光蓮寺に生れ、嘉永四年(一八五二)、大野郡田中法盛寺に入る。嘉永四年から慶応三年(一八六七)には王事に勤勞し、竹田岡藩士に取り立てられた。明治二年(一八六九)に藩命により復飾、同年一〇月、宣教小講義生に任命され、明治三年、本居豊頼とともに長崎出張、同年五月に宣教中講義生となり教部省に転任となる。明治六年、肥前松浦郡田嶋神社宮司となり、中講義に進級。同年周防国佐波郡玉祖神社権宮司となり、権大講義に進級。明治七年、大分県大分郡西寒田神社権宮司となった(加藤和英編『清原無曆略伝』改訂版、一九九五年)。
- (89) 注(七五)武知前掲「史料紹介」西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介(第三回)三九頁によれば、祠官に対する宮

川の指示については、西川吉輔の日記にも同様の記述が存在することが確認出来る。

(90) 注(二) 前掲『宗教と国家』四五二頁。

(91) 同右四五二頁。

(92) 「説教日記」上。

(93) 注(二) 安丸前掲『神々の明治維新』一八八―一八九頁。

(94) 同右一八九頁。

(95) 明治五年九月には、宇都宮県で行われた高田派の仏教教導職による説教の内容が問題となっている。この説教では、神仏一体であるから仏を拝めば神を拝むのは不要であると述べ、また罪を犯しても名号を念ずれば罪は消滅すると説いていた(注(二) 前掲『宗教と国家』一九八―一九九頁)。因みに真宗の場合、罪を逃れるために名号を称えることを推奨するのは異端的教説として否定される。

(96) 「太政類典」第二編第二六六卷教法一七・神官(本館二A一〇〇九一〇〇・太〇〇四八九一〇〇)。